



金 沢 市 公 報

号外第32号

平成22年(2010年)12月27日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ
規 則	
金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (都市計画課)	1

告 示	
金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱の一部改正について (建築指導課)	1

規 則

金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月27日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●**金沢市規則第63号**

金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則
金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例施行規則 (平成19年規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第2 客室の項第2号中「第3条第3項第1号」を「第3条第3項第1号イ」に改める。

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

告 示

●**金沢市告示第271号**

金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱 (平成16年告示第61号) の一部を次のように改正する。

平成22年12月27日

金 沢 市 長 山 野 之 義

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 平成22年12月27日から平成23年3月31日までの間において木造既存建築物 (住宅 (共同住宅を含む。)) であるものに限る。) の耐震改修工事 (特定住宅に係るものを除く。) 又は非木造既存建築物 (住宅 (共同住宅を含む。)) であるものに限る。) の耐震改修工事に要する費用に対する補助金の交付の申請を行い、当該申請に係る補助金の交付の決定を受ける者に係る別表の規定の適用については、同表木造既存建築物の項中

耐震改修工事に要する費用の4分の3に相当する額以内の額とし、その額は、1,500,000円を超えないものとする。

耐震改修工事に要する費用の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、1,300,000円を超えないものとする。

とあるのは

耐震改修工事に要する費用の4分の3に相当する額に300,000円（共同住宅の場合にあっては、300,000円に当該共同住宅の住戸の数を乗じて得た額）を加えた額以内の額とし、その額は、1,800,000円（共同住宅の場合にあっては、当該額に、300,000円に当該共同住宅の住戸の数から1を減じて得た数を乗じて得た額を加えた額）又は耐震改修工事に要する費用の額のいずれか低い額を超えないものとする。

耐震改修工事に要する費用の3分の2に相当する額に300,000円（共同住宅の場合にあっては、300,000円に当該共同住宅の住戸の数を乗じて得た額）を加えた額以内の額とし、その額は、1,600,000円（共同住宅の場合にあっては、当該額に、300,000円に当該共同住宅の住戸の数から1を減じて得た数を乗じて得た額を加えた額）又は耐震改修工事に要する費用の額のいずれか低い額を超えないものとする。

と、

同表非木造既存建築物の項中「相当する額以内の額とする」とあるのは「相当する額に300,000円（共同住宅の場合にあっては、300,000円に当該共同住宅の住戸の数を乗じて得た額）を加えた額以内の額とし、その額は、耐震改修工事に要する費用の額を超えないものとする」とする。

平成22年(2010年)12月27日 印刷
平成22年(2010年)12月27日 発行
定価 120円

発行人 発行所 印刷所
石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄